平成２７年（フ）第８８号
新潟県村上市岩沢5546番地１
破産者　福山　昭子
１　決定年月日　平成27年11月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所新発田支部

平成２７年（フ）第６１号
静岡県磐田市掛塚841番地
破産者　夏目千代乃
１　決定年月日　平成27年11月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２７年（フ）第２２１号
静岡県袋井市鷲巣392番地の22
破産者　小野　一則
１　決定年月日　平成27年11月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２７年（フ）第２３０号
静岡県袋井市久能1840番地の１　ドミール鈴企　Ｂ棟
破産者　岡本克比呂
１　決定年月日　平成27年11月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２７年（フ）第２３９号
大津市南志賀２丁目22番７号、前住所大津市浜大津１丁目２番３号　浜大津日成ビル２Ｆ　ＢｉｓｔｒｏＫＡＷＡＩＹＡ
破産者　Ｂｉｓｔｒｏ　ＫＡＷＡＩＹＡこと　川合　　毅
１　決定年月日　平成27年11月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第１０８３号
京都市中京区二条通高倉東入観音町78番地
破産者　片岡　征夫
１　決定年月日　平成27年11月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第５６９号
京都市北区西賀茂井ノ口町59番地２　ノースビレッヂ柊木101
破産者　杉本　伸一
１　決定年月日　平成27年11月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第３７７号
和歌山県岩出市新田広芝217番地の28
破産者　浦　　健次
１　決定年月日　平成27年11月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２７年（フ）第１１７号
大阪市阿倍野区昭和町３丁目４番13号、開始決定時の住所和歌山県橋本市さつき台１丁目25番地の８
破産者　大野　眞司
１　決定年月日　平成27年11月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２７年（フ）第２１３号
和歌山県海南市藤白529番地２
破産者　山路　　昇
１　決定年月日　平成27年11月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２７年（フ）第４０３号
広島市中区本通８番11―303号
破産者　髙木　浩二
１　決定年月日　平成27年11月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第５４２号
広島市安佐南区上安２丁目43番24―102号　Ａ棟
破産者　福山由紀夫
１　決定年月日　平成27年11月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１８１号
高知市竹島町157番地27
破産者　松岡　昌光
１　決定年月日　平成27年11月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
高知地方裁判所破産係

平成２７年（フ）第１２１号
（住民票上の住所）　熊本市西区沖新町69番地
破産者　柏木　清子
１　決定年月日　平成27年11月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

破産手続終結

平成２７年（フ）第２７６９号
東京都練馬区大泉町６丁目１番12号
破産者　武井運送有限会社
１　決定年月日　平成27年11月12日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第５２１４号
東京都中央区日本橋横山町７番地14
破産者　エスエンドテイ株式会社
１　決定年月日　平成27年11月12日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第３８０９号
東京都渋谷区富ヶ谷２丁目15―１―704、開始決定時の住所東京都渋谷区上原２丁目21―７
破産者　白川　憲一
１　決定年月日　平成27年11月13日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第４４４８号
東京都港区東新橋２丁目４番６号
破産者　株式会社アットブレインワン
１　決定年月日　平成27年11月13日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部